

2020年度事業計画（要約）

2020年度事業計画の基本的な考え方

2020年度は、公益財団法人としての原点に立ち返りコンプライアンスをベースとした事業運営の改革と新しい事業分野にチャレンジするための組織・体制づくりに取り組み変革期を乗り切るための第一歩を踏み出します。

1 人材育成事業の推進

1) 外国人技能実習事業

技能実習生は、700名の受け入れを目指します。（この目標数値は、新型コロナウイルスや今後本格化する特定技能の受け入れによる影響が予測できていないことから、変動する可能性があります。）

介護技能実習生の受け入れについては、当財団として実習実施者の動向をふまえながら、ベトナム等の送出し機関と介護職種受け入れに関わる条件整備が可能な場合には、まずはパイロット的な受け入れを通じて知識と経験の蓄積に努めていくこととします。

2) 日本語教育事業

(1) 日本語教師派遣等事業

中国科学技術部外国専門家服務司や人材交流協会、その傘下の会社と中国におけるハイレベルな日本語教育の推進や新たな分野での事業協力について協議を行っていきます。

2019年度中に締結した中国国際人材交流協会との協議書にもとづき「中国人日本語教師スキルアップ事業」を再開します。

民間団体による日本語教育は、団体の信頼性、実績、教育効果等を総合的に判断し必要に応じて支援します。

(2) 日本語支援の推進

日本語能力（N3）が求められる介護技能実習はもとより、介護職種以外の技能実習においても、日本語能力の向上を支援するための日本語研修がこれまで以上に重要にな

ります。とりわけ、特定技能では日本語支援が登録支援機関の義務的業務に位置付けられていることから、特定技能人材の受入れにあたって支援の可能性を検討します。このため、将来的には技能実習生を中心にした日本語支援の拠点となる「日本語研修センター（仮称）」を設立し、インターネット等のツール活用をも視野に入れて「日本語支援コース（仮称）」開設の可能性を引き続き追及します。

2 「特定技能」登録支援事業

登録支援事業の取り組みについては、大手惣菜企業からの要請を受けて試行的に実施することとし、2019年11月29日付で出入国在留管理庁長官より「登録支援機関登録通知書」を受けました。

とりわけ、技能実習の実習実施者および技能実習生が2号実習終了後に特定技能1号への移行を希望することが想定されることから、施行状況をふまえ特定技能人材を支援するための受け入れ企業の条件および支援内容、受け入れ規模等について具体的な基準づくりに取り組むこととします。

3 新規事業

当財団のパートナー組織である「中国職工対外交流中心（以下「職工中心）」と「中国人力資源和社会保障部国際交流服務中心（以下「服務中心）」とは、新規事業について「事業調整協議団」や「新規事業開拓作業チーム」での協議を通じて事業化を目指していくこととします。

4 調査研究活動

現地の社会・労働事情等に対する理解を促進するとともに、とりわけ技能実習事業に資するために2か国程度を対象に労働事情調査団を派遣します。

おわりに

当財団の2020年度の事業展開は、広範囲にわたって改革に取り組み、次のステージにおける組織の持続性を展望することが今求められています。これは2020年度とそれ以降の大きなテーマです。

関係各位のご理解、ご支援とご協力を心からお願いします。